

「人材不足分野における人材確保のための雇用管理 改善促進事業（啓発実践コース）」提案書作成要領

提案書の作成にあたっては、「人材不足分野における人材確保のための雇用管理改善促進事業（啓発実践コース）仕様書」（以下「仕様書」という。）及び「人材不足分野における人材確保のための雇用管理改善促進事業（啓発実践コース）に係る評価項目及び評価基準」をよく確認のうえ、入札説明書本文「11 その他留意事項」のほか、以下の点に留意して作成すること

1 事業の実施方針

ア 事業の目的・趣旨の理解

対象分野に係る労働情勢・雇用環境の現況と課題及び業界の動向についての認識を記載した上で、本事業の趣旨・目的に対する提案者の理解について記載するとともに、仕様書記載の事業内容について、すべて網羅していることを明記すること。

イ 事業実施のためのスケジュール

仕様書 6 (1)～(4)について、適切な事業実施のための全体スケジュール（年間）を記載すること（別紙可）。

2 事業内容

ア 啓発実践推進委員会の設置（仕様書 6 (1) 関連）

啓発実践推進委員会に係る委員構成、開催時期、回数、参加人数、その他独自の工夫点等について記載すること。

イ 適正な雇用管理に係る集団的な普及・啓発の実施（仕様書 6 (2) 関連）

普及・啓発のためのリーフレット等の作成・配付事業の周知・広報の手段・方法（活用可能な業界団体等とのネットワーク、広報媒体（ホームページ、広報誌等）など）、周知先の業界団体や関係行政機関等の名称、周知が見込める事業主数の規模感、その他独自の創意工夫等について記載すること。

ウ 適正な雇用管理に係る個別的な普及・啓発の実施（仕様書 6 (3) 関連）

(ア) 特定の地域や企業規模の企業に限定せずに業務を実施できるかについて記載すること。

(イ) 啓発対象企業について、仕様書 6 (3) イ(キ)の目標数を達成するための創意工夫等について記載すること。

(ウ) 個々の事業主に対して、雇用管理改善を通じた「魅力ある職場づくり」の必要性について理解を高め、具体的な取組を促すための創意工夫・取組について記載すること。

(エ) 労働局管内各地域に雇用管理アドバイザーを派遣可能である能力又は活用可能なネットワーク等について記載すること。

エ 雇用管理改善事例の周知・啓発（仕様書 6 (4) 関連）

(ア) 周知・啓発のための広報の手段・方法（活用可能なネットワーク、広報媒体（ホームページ、広報誌等）など）や、事業主の雇用管理改善の気運を高めるための創意工夫等について記載すること。

(イ) 好事例集について、対象分野の事業主に広く普及・啓発するための周知・広報の手段・方法（活用可能なネットワーク、広報媒体（ホームページ、広報誌等）など）、創意工夫等を記載すること。

オ 報告書の作成（仕様書 6 (5) 関連）

その他報告書を作成する上での独自の工夫等について記載すること。

カ 国の施策との連携

職場定着支援助成金及び建設労働者確保育成助成金に係る活用促進、若者雇用促進法に基づく新たな認定企業制度及び若者応援企業宣言の促進に当たって、ハローワークへの誘導方法や連携方法、その他の国の施策との連携など特記事項があれば記載すること。

3 組織としての経験・能力

ア 管理能力、類似事業の実績

(ア) 事業を行う上で適切な財政基盤、支出に係る証拠書類等の整理・保管体制等、一般的な経理処理能力を有することを記載すること。

(イ) 組織として事業の遂行のために必要な見識・知識を有することを記載すること。

(ウ) 過去に労務管理や人材育成等に係る相談支援等を実施した経験がある場合は、実施年度、内容、目的等について記載すること。

(エ) 過去に事業主に対するコンサルティング（相談支援）や聞き取り調査等を実施した経験がある場合は、実施年度、内容、目的等について記載すること（雇用管理に直接関連しないものも含む）。

イ 事業遂行のための人員体制等

(ア) 事務所の設置

事務所の所在地、設備、連絡体制等について記載すること。

(イ) 人員体制

仕様書で定める普及啓発コーディネーター、雇用管理アドバイザーの体制について記載するとともに、本事業に係るサポート体制、連絡体制等について記載すること。

4 業務従事予定者の経験・能力

ア 専門知識、適格性

普及啓発コーディネーター、雇用管理アドバイザーについて、本事業の遂行のために必要な見識・知見・資格を有する者を従事させることについて記載すること。

イ 類似業務の経験

(ア) 普及啓発コーディネーター

過去に労務管理や人材育成等に係る相談支援等を実施した経験を有するなど、本事業を円滑かつ効果的に遂行するにあたり十分な知識及び経験を有する者を従事させることができるか記載すること。

(イ) 雇用管理アドバイザー

過去に事業主に対するコンサルティング（相談支援）や聞き取り調査等を実施した経験を有するなど、本事業を円滑かつ効果的に遂行するにあたり十分な知識及び経験を有する者を活用することができるか記載すること。